

入学金の振込みにあたって

入学金を金融機関で振込む際には、 本人確認書類をご用意ください！ (運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正^{注1}により金融機関において10万円を超える現金^{注2}の振込みを行う場合には、振込み手続を行う方の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）の提示が必要となります（ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません）。

注1 マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。
注2 現金でなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます（口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります）。

- 10万円を超える入学金の現金振込みの際には、指定の用紙とともに、振込み手続を行う方（保護者など）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。
- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金の振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人（受験生）に代わって振込みの手続きを行う場合には、金融機関では、振込み目的（入学金であること）をお尋ねすることがあります。

- 詳しくは振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>



修文女子高等学校